

令和 8 年 6 月 砥部町教育委員会 定例会 議事録

日 時 令和 8 年 6 月 25 日（木）10 時 00 分

場 所 砥部町中央公民館 2 階 会議室 1

出席者 大江 章 吾 教育長
篠原 弘 康 教育委員
壽野 章 子 教育委員
佐川 恵 子 教育委員
松永 泰 教育委員

事務局職員 松田 勲 学校教育課長
山本 勝彦 社会教育課長
伊達 定真 子育て支援課長
東 勝之 学校教育課長補佐

傍聴人 0 人

議事の概要 10 時 00 分、教育長が委員の出席を確認、開会及び会議の成立を宣言。
会議時間を委員に諮り、12 時 00 分までと決定。
議事録署名人に、壽野委員、篠原委員を指名。

○前回議事録の報告・承認（5 月定例）

○教育長報告

○議事

【議案第 35 号】 砥部町立図書館条例施行規則の一部改正について

【議案第 36 号】 砥部町地域部活動推進委員会要綱の制定について

【議案第 37 号】 砥部町地域部活動推進委員会委員の委嘱について

【議案第 38 号】 令和 8 年度砥部町教育懇談会委員の委嘱について

【議案第 39 号】 令和 8 年度砥部町山村留学センター運営協議会委員の
委嘱について

○その他

(1) 7 月行事予定について

(2) 部活動地域展開について

(3) 公用車の事故について

(4) その他

11 時 03 分、教育長が閉会を宣言。

日程第 1 前回議事録の報告・承認

発 信 者	内 容
教育長	○前回議事録について説明 －質疑なし－
《 承認 》	

日程第 2 教育長報告

所 管	内 容
学校教育課関係	(1) 5 月 22 日に『愛媛県市町教育委員会連合会理事会』がリジェール松山で行われ、教育長と篠原委員が出席した。 (2) 5 月 26 日に『愛媛県町教育長会総会』が自治会館で、『「えひめ教育の日」推進会議総会』、『市町教育委員会教育長会議』が県庁で開催され、教育長が出席した。 (3) 5 月 28 日に「伊予地区教育委員会連絡協議会総会」を中央公民館で開催し、教育長と教育委員が出席した。 (4) 6 月 2 日から 16 日にかけて伊予地区中学総体が行われた。主な成績については資料のとおり。 (5) 6 月 11 日から 19 日まで第 2 回砥部町議会定例会が開かれた。 (6) 管理主事・町教育委員会合同学校訪問を 6 月 15 日に麻生小学校、6 月 22 日に宮内小学校と広田小学校で行った。6 月 22 日には併せて宮内幼稚園訪問も行った。 (7) 6 月 23 日に第 1 回砥部町学力向上推進委員会を中央公民館で行った。
社会教育課関係	(1) 5 月 17 日に『ソフトテニス大会』がゆとり公園で行われた。参加者、大会結果については資料のとおり。 (2) 6 月 5 日に『愛媛県メディア教育協会総会・役員会』がオンラインで行われ、教育長が参加した。 (3) 6 月 7 日の『軟式野球大会』は雨天中止となった。 (4) 6 月 9 日に『愛媛県人権教育協議会支部長・事務局長会』が白鳳会館で行われ、教育長が参加した。
ひろた交流センター関係	(1) 5 月 26 日に『ひろた交流センターアウトドア料理教室』を行った。
質 疑 応 答	
	－質疑なし－

日程第 3 議事

発 信 者	内 容
【議案第 35 号】砥部町立図書館条例施行規則の一部改正について	
山本課長	○提案内容及び提案理由説明。 ・図書館の利用状況の推移について教えてほしい。また「障害者」の表記について、害の字を平仮名表記が一般的になっている中で、古い表現が残っていることが気になった。 ・図書館開館当初、貸し出し人数が7万6千人で、貸出数が40万冊あり利用が多く、途中、平成23年に町外の人々の冊数を制限した。その時の利用者は約6万4千人、24万冊くらいの利用があったのが、現在は利用者約3万人、11万冊くらいに減ってきている。今回の改正で制限を緩和するとともに、「障害」という言葉を削除し「特別の配慮が必要な人」という表現に改めた。害の字はひらがな表記というのが通常と考える。 ・「図書館の自由に関する宣言」「図書館員の倫理綱領」の精神に立って、という言葉の削除することについて、残しておいた方が良いのではないか。 ・図書館長とも協議し、削除しても運営を妨げることはないを確認したため削除した。指定管理として管理してもらうため当然守ることとでもあり必要ないと判断した。
壽野委員	
山本課長	
篠原委員	
山本課長	
≪ 可 決 ≫	

発 信 者	内 容
【議案第 36 号】砥部町地域部活動推進委員会設置要綱の制定について	
松田課長	○提案内容及び提案理由説明。 ・今の段階で選ばれている方がいると思うが、今後新たな団体が出てきた際、委員に追加していくのか、それとも現在の委員で進めていくのか。 ・この後の議案で委員の提案をさせていただくが、議決をいただいたら年度末まではいくことになる。委員の任期は単年度なので、来年度になると必要に応じて委員の入替えがあると思うが、団体ができたから全ての団体を入れていくというものでもないの、今回は現在直接関わりがある団体に入っただき具体的な審議をさせていただきたいと考えている。 ・動き出そうとしている団体の情報をすでにキャッチアップして、今年度入っただきおいしい洗い出しをしているかどうか。
篠原委員	
松田課長	
壽野委員	

松田課長	・こちらで情報を掴んでいる地域クラブとして認定が可能じゃないかと思われる団体、現状すでに中学校の部活動に実質係わっておられる団体を今回中心にしており、新規で立ち上げを考えている人がおられたとしても、新たにその方を加えるという趣旨のものではない。あくまで、地域クラブの認定要件であったり、そのクラブに対する支援であったりといった具体的なところを審議するもので、現在係わっておられる方を選定させていただいている。
《 可決 》	

発 信 者	内 容
【議案第 37 号】令和 8 年度砥部町地域部活動推進委員会委員の委嘱について	
松田課長	○提案内容及び提案理由説明。 －質疑なし－
《 可決 》	

発 信 者	内 容
【議案第 38 号】令和 8 年度砥部町教育懇談会委員の委嘱について	
松田課長	○提案内容及び提案理由説明。 －質疑なし－
《 可決 》	

発 信 者	内 容
【議案第 39 号】令和 8 年度砥部町山村留学センター運営協議会委員の委嘱について	
松田課長	○提案内容及び提案理由説明。 －質疑なし－
《 可決 》	

日程第 4 その他

発 信 者	内 容
(1) 7 月行事予定について	
	○各担当課から、7 月行事予定説明。

発 信 者	内 容
(2) 部活動の地域展開について	
松田課長	○保護者向け資料（案）をもとに、今後のスケジュール、地域クラブの形態（完全型、休日型、町運営サークル、縮小型）、参加費等への補助制度について説明。
篠原委員	・参加費のことで、1万円程度とか千円程度というところは、かなりにごした方がよくないか。
松田課長	・認定の要件になってくるが、参加費はこれまでの部活動を踏襲する形で可能な限り低廉に抑えることが、国のガイドラインに示されている。低廉の目安は一体いくらだということで、国が示しているのは大体1000円から3000円。これが、週1回3時間程度の活動で、月に4回ぐらいとした場合の標準的な額となる。競技によって費用がかかるものもある中で、目安は設けさせていただいている。
篠原委員	・クラブが5000円としたとき、1/2を町は補助するとした場合、2500円個人負担という考え方でよいか。
松田課長	・おっしゃるとおり。ただ、500円単位までか千円単位までとするか、今後の補助の制度設計のなかで変わってくるが、半分程度にしないといけないとは考えている。
篠原委員	・道具類、遠征費は参加費に含む、含まないは各クラブが提示したものによるのか。あくまでも部費であって、その部費の設定は各クラブによって違うものにするのか、条文規程で、これだけの中で参加費を設定してくださいというような決まりを作られるのか。
松田課長	・あくまでクラブは主体的なもので、法人や企業等がやられるものに、こちらからクラブの会費の設定にどうこうということはない。基本的にはおそらく指導者の報酬に充てるだろうというところや、クラブを新設する場合は、備品等を買われる場合もあるし、それを含めて年間の活動経費を会費として設定されるであろうと思う。ただ、ボランティア的に活動されている人で報酬は度外視してやる人がいるなら低廉な価格になるでしょうし、そうではなく例えば参加者が少なく、必要経費を参加者で割った場合に、年間でかかる参加費も高くなるということも考えられるが、そこはクラブにお任せする形になる。あくまでこれは認定するかどうかの要件として入れているもので、例えば認定はしない、地域クラブとして自主的に運営していくから補助もいらないということになれば、それはもう自分でやっていくと思う。ただ、町運営サークルについては、想定されるのが学校の先生で、兼職兼業をやってもいいと言われる先生が何人かいらっしゃるので、競技によって経費を変えるわけにはいけ

	ないと思っており、一律 1000 円ぐらいを毎月いただき報酬に充てるという仕組みを考えている。
篠原委員	・町運営サークルは令和 13 年度末までの暫定措置とあるが、どんなに長くあったとしても 13 年度で廃止ということか。
松田課長	・今の段階ではそう考えている。基本的には地域に移行することが大前提の目的で、この実行期間が 6 年間あり、前期 3 年後期 3 年に分かれており、実行期間の最終段階では運営サークルはなくすべきと思っている。なおかつ、人事異動があり続けていけないという場合も出てくると思う。可能な限りは中学校に残ってもらうようなことはお願いしていくが、当然異動した場合には、翌年度から希望者がいないようであれば廃止とせざるえないため、暫定的なものという風にお考えいただきたい。
壽野委員	・習い事との線引きをどういう風に考えているか。金銭的負担があるから諦めなければいけないというような子供が出てくることにつながりかねない心配がある。
松田課長	・習い事との線引きというものが、どういうことを言われているか分からないが、部活動自体が地域に移行することは大前提で、その場合の受益者負担は必要で、少なくとも費用はいただくという流れになる。それを可能な限り低廉に抑えていくため、砥部町が認定要件を設定し、認定を受けたい場合は金額の方は抑えてくださいというような形で、会費を抑制する仕組みになっている。認定の要件は色々あるが、中学校の生徒が一緒になって活動するものであるとか、これまで中学校の部活動がしてきたような、中学生の志望であったり、仲間作りであったり、そういった教育的意義というのを継承できるものであるかなど、認定要件の中に入れていき、チェックリストで認定するかしないかというところを担保していくようになる。例えば民間の水泳教室も要件にあえばそこは認定されるということはあるし、その場合には町の補助制度も受けられるというようなことはあるかと思う。ただ、勉強の成績を上げるための塾というものは、地域クラブの要件には合致してこないと思うので、そういったものは除外されることになる。
松永委員	・兼職兼業を希望される現場の先生は何人いるのか。
松田課長	・今 3 人の先生が兼業してでも休日の活動を継続したいといただいている。ただ、町の運営サークルか、地域の人と一緒にクラブを立ち上げて、そこの指導員として関わっていくか、これは学校の先生が判断することになるかと思う。地域クラブができあがれば、町の運営サークルをやめて、そちらの指導者として関わっていく流れになる。

発 信 者	内 容
(3) 公用車の事故について	
山本課長	○5 月 8 日に社会教育課職員が公用車運転中に起こした追突事故について報告。
篠原委員	・ 損害賠償の額は相手方のかかった費用か。公用車の修理費用は。またどこが払うのか。
山本課長	・ 損害賠償額は相手方の費用。公用車の修理費用は 249,000 円で、過失割合 10 : 0 なので全国自治協会の自動車事故共済金で全額払われる。

発 信 者	内 容
(4) その他	
篠原委員	・ 部活地域展開の話で、これを例えばホームページかどこかで立ち上げる人側に向けて発信する予定はあるか。
松田課長	・ 地域クラブとして認定する認定要綱を作るので、その時には新たにクラブ立ち上げる方向けにも、ホームページで発信となる。